

令和5年度向日市留守家庭児童会入会申請について

向日市教育委員会では、令和5年度の留守家庭児童会入会申請を次のとおり受付します。入会をご希望の方は下記の要領をよくお読みいただき、申請してください。

1 入会対象児童（入会資格）

市内に在住する1年生から6年生までの児童のうち、次の各号のいずれかに該当する児童。

| | |
|---|---|
| 1 | 保護者等が放課後から夕方までの間、就労（週20時間以上かつ月平均15日以上勤務）等により、児童の保育が困難な場合。 ※就労証明書等の提出が必要です。 ※保護者等とは同居の18歳以上65歳未満の方全員を指します。 |
| 2 | 保護者の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の保育が困難な場合。 ※医療機関の診断書の提出が必要です。 |
| 3 | 母親が出産前後であるため、児童の保育が困難な場合。 ※出産予定日の産前産後8週間（計4か月程度）の期間。出産予定日の記載がある書類の写し又は母子手帳の写しの提出が必要です。 |

※ただし、入会資格に該当する児童であっても、留守家庭児童会育成事業運営要綱に基づき、対象外となる場合があります。

2 受付期間

| 対象 | 日程 | 時間 | 場所 |
|-------------------|-------------------------|--------------|--|
| 新規入会 及び 在会者 | 令和5年1月10日（火） ～12日（木） | 午前8時30分～午後5時 | 向日市役所 別館1階 生涯学習課 ※東向日別館では ございません。 |
| | 令和5年1月13日（金） | 午前8時30分～午後8時 | |
| | 令和5年1月14日（土） 15日（日） | 午前9時～午後5時 | |
| 在会者 | 令和5年1月10日（火） ～13日（金） | 午後1時～午後7時 | 在会中の児童会 ※保護者が直接 提出してください。 |

- ・郵送での受付はできません。
- ・受付期間後の申請については4月当初からの入会が原則できません。
- ・5月以降の途中入会の場合は、毎月15日（市役所閉庁日の場合は翌開庁日）まで受付、翌月1日からの入会となります。
- ・学校夏季休業中（夏休み）のみの入会に関しては5月の広報紙でお知らせします。

3 提出書類（裏面もご覧ください）

| | | |
|-------------------|----------------------------|--|
| 留守家庭児童会入会申請書 | | 1通 |
| 次のうち いずれか | 就労証明書 | 同居・同一世帯の就労者 全員分 （18歳以上65歳未満） ※自営業の方は、事業内容のわかる書類を添付してください。（例：前年の確定申告書、税務署への開業届、名刺等） |
| | 医療機関の診断書 | 疾病や介護を必要とする場合 ※ 診断書が病院の任意様式の場合は、児童の保育ができない等の文言と期間の記入が必要です。 |
| | 出産予定日の記載がある書類又は 母子手帳の写し | 出産を理由とする場合 ※ 現在妊娠週数、出産予定日を確認します。 |
| 留守家庭児童会延長・早朝利用申請書 | | 延長・早朝利用希望者のみ |

※ 入会申請書の下欄にある同意がない場合は、以下の①及び②の書類が必要です。また、同意いただいた場合でも、令和4年1月2日以降に向日市に転入された方は、②の書類が必要です。

| | |
|--------------------------|------------|
| ①住民票謄本 | 1通 |
| ②令和4年度市町村民税課税証明書又は非課税証明書 | 同一世帯の就労人数分 |

- ・令和4年1月2日以降に向日市に転入された場合は、以前の居住地で令和4年度の市町村民税課税（非課税）証明書の交付を受けて添付してください。
- ・書類に不備のある場合及び前年度協力金が未納の方は受付できません。
- ・準要保護(就学援助費)の適用及び申請中の世帯は、申請時に必ずご記入ください。ご記入がない場合は、保護者協力金が発生する場合があります。

4 経費

留守家庭児童会では以下のとおり費用が必要です。

(1) 保護者協力金：令和4年度の市・府民税額に応じてご負担いただきます。

| 階層 | 算定の基礎 | 協力金(月額) |
|----|--|------------------------------|
| | | 第2子目：1,000円減額 第3子目以降：全額免除 |
| A | 生活保護・準要保護(就学援助費)世帯、市・府民税非課税世帯、市・府民税が均等割のみの課税世帯 | 0円 |
| B | 市・府民税額 16,000円未満の世帯 | 2,700円 |
| C | 市・府民税額 16,000円以上96,000円未満の世帯 | 4,300円 |
| D | 市・府民税額 96,000円以上220,000円未満の世帯 | 5,900円 |
| E | 市・府民税額220,000円以上300,000円未満の世帯 | 7,000円 |
| F | 市・府民税額300,000円以上の世帯 | 8,000円 |

※生活保護・準要保護(就学援助費)の適用、世帯構成の変更等により協力金が変わる場合は生涯学習課まで申し出てください。協力金の変更は申し出の翌月から適用となります。

※第2子目、第3子目とは入会中(学校夏季休業中のみ入会の児童を除く)の児童数です。

※在籍中は休会でも協力金は納付していただきます。

※前年の1月1日現在において、扶養親族のうち19歳未満の者がいる世帯は扶養控除があると想定して協力金の算定を行います。

(2) 延長利用料

| 利用区分 | 利用料(1人当たり) |
|-------------|------------|
| 月利用(1か月単位) | 3,000円/月 |
| 希望日利用(1日単位) | 200円/回 |
| A階層・第3子目以降 | 0円 |

※申込みをしていない場合でも、午後6時を過ぎると延長利用料が必要となります。

(3) 早朝利用料(春夏冬休み期間中及び学校休業日に伴う1日育成日のみ)

| 利用区分 | 利用料(1人当たり) |
|-------------|------------|
| 希望日利用(1日単位) | 100円/回 |
| A階層・第3子目以降 | 0円 |

※事前の申込みがない場合、ご利用いただけません。

(4) スポーツ安全保険料(入会児童1人につき800円/年)

※別途、おやつ代及び行事費(1か月2,200円程度)が必要です。

5 開設時間

| | 開設時間 | 延長の有無 (別途延長利用料が必要) | 早朝の有無 (別途早朝利用料が必要) |
|-------------------------------|---|-----------------------|-----------------------|
| 平日 | 放課後～午後6時 | 午後6時～午後7時 | — |
| 土曜日 | 午前8時30分～午後6時 ※利用にあたっては、土曜日において同居者全員の就労等が必要 | — | — |
| 春夏冬休み期間 及び振替休日に 伴う1日育成日 | 午前8時30分～午後6時 | 午後6時～午後7時 | 午前8時～午前8時30分 |

6 休会日

- ・日曜日、祝日、国民の休日
- ・8月14日、15日、16日、12月29日～1月4日
- ・年度末事務整理日（3月29日・30日）
- ・気象警報等による臨時休会日

7 入会審査結果通知

審査後、入会か否かの結果を3月上旬（途中入会の場合は当月末）に各家庭に送付予定です。
なお、通知と同時にスポーツ安全保険の加入手続きを行います。通知後に入会を辞退される場合でも保険料はお支払いいただく場合がありますので、ご了承ください。

8 入会説明会

3月18日（土）に各児童会で行います。（対象者：新規入会者の保護者）
第1部：午前11時～午後0時（五十音順により、氏が「あ～と」で始まる方）
第2部：午後4時～午後5時（五十音順により、氏が「な～わ」で始まる方）
※都合が合わない場合は、1部と2部を変更することも可能です。
※開催時間が変更となる可能性があります。入会審査結果通知にてご確認ください。
（途中入会の場合は、入会前の月末に各児童会で行います。）

9 各留守家庭児童会

| 名称 | 所在地 | TEL・FAX |
|--------------|-----------------------|----------|
| 向日市第1留守家庭児童会 | 向陽小学校内（向日市向日町南山3） | 934-2101 |
| 向日市第2留守家庭児童会 | 第2向陽小学校内（向日市物集女町南条70） | 934-2102 |
| 向日市第3留守家庭児童会 | 第3向陽小学校内（向日市森本町下森本30） | 934-2103 |
| 向日市第4留守家庭児童会 | 第4向陽小学校内（向日市寺戸町三ノ坪20） | 934-2104 |
| 向日市第5留守家庭児童会 | 第5向陽小学校内（向日市上植野町五ノ坪1） | 934-2105 |
| 向日市第6留守家庭児童会 | 第6向陽小学校内（向日市寺戸町大牧24） | 934-4511 |

10 その他

児童会では学校休業期間中（夏休み等）の1日育成等、状況に応じて学校施設を活用した育成を行いますので、ご了承ください。 ※児童会によっては学校施設の利用の際に上履きが必要となります。

お問い合わせ

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地（市役所別館1階）
向日市教育委員会生涯学習課 TEL 874-2987 FAX 931-2555

※東向日別館ではございません。